

議案第57号

二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

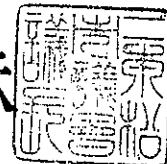
平成30年3月2日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり意見を附けて議会に付議する。

平成30年3月6日提出

二本松市長 三保 恵一

平成30年3月20日 修正可決

福島県二本松市議會議長 野地久夫



(議案57-1)

二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例案

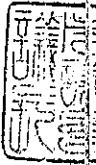
二本松市議会議員定数条例（平成21年二本松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

本則中の議員定数「26人」を「20人」に改める。

附 則

（施行日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。



議案第57号二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
に対する修正案

議案第57号二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

本則中「の議員定数」を削り、「20人」を「22人」に改める。

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の二本松市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。



(資料)

(注) 下線付き文字は修正された部分であり、二重取消線の文字は修正前の部分です。

二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例

二本松市議会議員定数条例（平成21年二本松市条例第35号）の一部を次のように改正する。

本則中の議員定数「26人」を「22人」「~~20人~~」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の二本松市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則

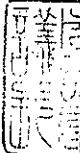
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

修正案にかかる対照表

原 案	修正案
<p>二本松市議会議員定数条例（平成21年二本松市条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中の議員定数「26人」を「<u>20人</u>」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。</p>	<p>二本松市議会議員定数条例（平成21年二本松市条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中 _____ 「26人」を「<u>22人</u>」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の二本松市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。</p>



意 見 書

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、二本松市議会の議員定数を20人に改正するよう求める直接請求がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり意見を附します。

この度の請求につきましては、地方自治法上必要とされる有権者数の50分の1である944人を大きく上回る5,075人、有権者総数の約10.8%にあたる方々の連署をもって請求がなされたものであり、この請求のもつ意義の重さを真摯に受け止めております。

本市市議会議員の定数につきましては、平成17年12月の新市発足時は30人でしたが、平成21年9月定例会において、26人とする条例が制定され、現在に至っております。

議員定数につきましては、市議会のあり方そのものに係る根幹的な事項であり、市議会においてもこれまで様々な議論を重ねていただいていることは承知をしております。この度の直接請求につきましては、これまでの取組みを踏まえて慎重にご審議をいただき、市議会の責任のもとで適切にご判断されることを望むものです。

なお、提出された条例案について、法制執務上の考え方によらして、その記述形式を本市の現行条例と合わせるため、別紙のとおり修正すべきものと考えるものです。

平成30年3月6日

二本松市長 三保 恵一

(別紙)

「二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例案」の修正について

本則中「の議員定数」を削る。

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の二本松市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(議案 57-4)





二本松市議会議員定数条例改正請求書

1. 請求の要旨

現在、二本松市議会の議員定数は26名であります。これから先の二本松市で職を持ち活動する我々は青年の代表としてこのままの市議会で良いのか市民に問う機会を創出します。

東日本大震災より6年以上が経過し、国からの財政支援のおかげで潤った復興需要や復興景気も時と共に終了します。変わりゆく二本松市の抱える経済的状況や生産年齢人口の首都圏流出等の問題、人口減少と物価の高騰は市民生活を圧迫し、消費の伸び悩み等、今後の見通しは決して明るいとは言えません。そんな困難を向かえるであろう市政の付けは将来、市民が払わざるを得ないと考えます。大げさにみれば今後の市政と施策如何によっては市外への人口の流出もあるかもしれません。いずれにせよこの先予見されるのは若者の政治離れや税収の低下等により、市民が市民らしく公平に行政のサービスを受けられないであろう事態です。

その中で、我々は各地方自治体が改善に取り組んでいる量よりも質を優先する地方議会の議員定数削減問題に着目したいと考えます。二本松市において平成21年に定数を削減する以前より、他の地方自治体では更なる定数削減に取り組んでおります。それは単に財政困難自治体が数千万円の支出を浮かすということだけではなく、政治に質を求めているからにはほかりません。実際に、全国の同規模人口市の議員定数と比較すると歴然です。さらに、市面積に対する議員定数平均と比較しても二本松市は相当多いでしょう。

我々市民が本当に求めているものは、議員の質の向上であり、町内会長のような市議会議員ではなく、市政の正しいシステムの上で公平・公正に市民の声に耳を傾け、今後の二本松市を明るい社会へ発展できる、本気で市政と向き合い改革をしてくれる市議会議員に他なりません。

そこで、オール二本松体制を確立し、より良い市民サービスの拡充と、開かれた公正な地方政治の二つの観点から議員定数の削減と市議会議員の待遇改善を提案し、当事者同士が切磋琢磨できる環境を整え、市民に選ばれた、市民の代表者である政治家としての職務を全うしていただくために市議会議員定数の削減を二本松市の青年を代表し提案させていただきます。

以上を踏まえて、二本松市議会議員の定数を20人に削減する条例の制定を、直接請求するものであります。

2 請求代表者

住所	職業	氏名	生年月日	性別
二本松市本町 1-6-20	飲食業	高野知典	1953.6/23	男
二本松市石畠 18-2	販売業	安齋 淳	1951.2/10	男
二本松市小浜字新町 24	製造業	源 和也	1954.12/24	男

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて二本松市議会議員定数条例改正を請求します。

平成29年12月28日

二本松市長 三保 恵一様

